

## BBIQクラウドカメラ利用規約

株式会社QTnet

2020年12月1日制定

株式会社QTnet（以下、「当社」といいます）は、この「BBIQクラウドカメラ利用規約」（以下、「本規約」といいます）を定め、これにより「BBIQクラウドカメラ」（以下、「本サービス」といいます）の申込を受付けます。

### 第1条 （本規約の適用）

- 1 本規約は、本サービスの利用申込み、解約申込み、ご利用料金のお支払い等について定めます。
- 2 本サービスの利用を受ける者（以下「契約者」といいます。）の、本サービスの利用については、本規約の規定が適用されます。

### 第2条 （本規約の変更）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の承諾を得ることなく本規約の内容を変更すること（本規約に新たな内容を追加することを含む）ができるものとします。
  - （1）本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
  - （2）本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項による本規約を変更する場合、当社の指定するホームページに掲示する方法または当社が適切であると判断する方法により説明します。

### 第3条 （用語の定義）

本規約（別表を含む）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	当社と本サービス契約を締結している者
クラウドカメラ	インターネット回線を通じて、クラウドカメラサービスに映像を送信するカメラ

### 第4条 （申込みの単位）

当社は、当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」の

第3種契約（以下、「BBIQ」といいます）の契約者1回線につき、本サービスの申込みを受付します。なお、1のクラウドカメラごとに1の本サービスの申込みを受付します。

#### 第5条 （本サービスの内容、対象）

- 1 契約者は、本サービスに申込みにより、NHN Japan株式会社（以下「提供会社」といいます。）が提供する「トーストカムBizサービス」を提供会社が定める方法で利用できるものとします。
- 2 当社および提供会社は、契約者に対する事前の通知なく、当社および提供会社の判断により、本サービスの内容の変更または提供条件の変更を行うことができるものとします。
- 3 本サービスは、日本国内に所在する法人を利用対象者とします。契約者が日本国内から他国に対して、技術的な情報またはその他の情報等を送信する場合、契約者は技術輸出に関するまたはその他の諸法令を遵守しなければなりません。また海外に所在する法人は本サービスを利用することができません。

#### 第6条 （利用申込の方法）

- 1 本サービスの利用を希望する場合には、本規約の内容および提供会社との間で、「トーストカムBizサービス利用規約」を承諾し、当社所定の方法により利用申込みを行っていただきます。
- 2 前項の申込みは、BBIQの、「プラスタイプ」または「オフィスタイプ」契約者に限ります。

#### 第7条 （申込の承諾・取消）

- 1 当社は、本サービスおよび付加機能の申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスを提供することが技術上、著しく困難なとき
  - (2) 契約の申込みをした者がBBIQのうち「プラスタイプ」または「オフィスタイプ」の申込、または契約をされていないとき
  - (3) 契約の申込みをした者が、日本国内に所在する法人ではないとき
  - (4) 契約の申込みをした者が、本規約に同意していないとき
  - (5) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき
  - (6) 過去に、提供会社が規定する「トーストカムBizサービス利用規

約」に違反し、同社から申告があったとき、または過去に本規約に違反したことがあるとき、もしくはその恐れがあるとき

(7) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

(8) その他当社が適当でないと判断したとき

- 3 当社が第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

#### 第8条 (本サービスの利用開始日)

- 1 当社が本サービスを利用するためのアカウント情報を発行した日から起算して5日後が利用開始日となります。
- 2 アカウント情報は、本サービスの申込受付後に通知しますが、BBIQ開通前に本サービスの申込があった場合は、BBIQ開通後に通知します。

#### 第9条 (最低利用期間・契約期間)

- 1 本サービスの最低利用期間は、第8条(本サービスの利用開始日)に定める利用開始日を含む暦月から起算して25か月間とします。
- 2 契約者からあらかじめ当社所定の方法により本サービスを解約する通知がない場合は、本契約は自動的に更新され新たに12か月間の契約期間となり、以後も同様とします。
- 3 本サービスの契約者は、前々項の最低利用期間内および前項の契約期間内に本契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、別表3(途中解約料)に規定する額を支払っていただきます。
- 4 本サービスは、BBIQの休止中および停止中、ならびに移転中の期間も最低利用期間または契約期間が継続されます。

#### 第10条 (クラウドカメラの取扱い)

- 1 本サービスを利用するためのクラウドカメラの所有権は、契約者に帰属するものとします。
- 2 クラウドカメラは当社が本サービスを利用するためのアカウント情報を登録した日から1年間メーカーにて保証がされます。なお、保証範囲はメーカー規定に準じます。
- 3 クラウドカメラは契約者にて設置することとします。

#### 第11条 (クラウドカメラ設置場所の提供等)

当社が提供するクラウドカメラを設置するために必要な場所および電気（電源供給に掛かる設備使用に関する権利を含みます）は、契約者から無償にて提供していただきます。

#### 第12条（クラウドカメラ設置場所の移転）

- 1 当社は、契約者から要請があったときは、クラウドカメラの設置場所の変更等の手続きを受け付けます。なお、この場合のクラウドカメラは契約者が移転先に持参し、設置することとします。
- 2 設置場所変更に伴い、契約者が所有または専有する土地、建物その他の工作物の復旧を要する場合の費用は契約者が負担するものとします。

#### 第13条（アカウント情報の管理）

- 1 契約者は、自己の責任で本サービスを利用するためのアカウント情報を管理します。
- 2 契約者は、契約者情報を第三者に対して利用、貸与、譲渡、売買又は質入等を行うことはできません。
- 3 当社または提供会社は、契約者のアカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害につき、当社の故意又は過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

#### 第14条（利用契約の解除）

契約者が本サービスを解除しようとするときは、そのことを最低利用期間満了月もしくは契約期間満了月の前月末までに当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当該通知が当社に到着したことをもって、契約期間満了時に本サービスを解約します。

#### 第15条（利用契約の取消）

契約者は、本サービスの利用開始前に、申込みを取消しようとするときは、そのことを当社所定の方法により当社に通知していただきます。

#### 第16条（当社が行う利用契約の解除）

- 1 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合には、本サービスの契約を解除することができるものとします。なお、本サービスの契約を解除しようとするときは、原則として本サービスの契約者にそのことをお知らせします。ただし、当社の業務の遂行に著しい支障をお

よぼし、またはおよぼすおそれがあるときは、この限りではありません。

- (1) 契約者がBBIQの契約を解除したとき
- (2) 契約者が法令または条例等に違反したとき
- (3) 契約者がBBIQのうち、「プラスタイプ」または「オフィスタ イプ」以外のタイプに契約を変更した場合
- (4) 本規約に違反したとき
- (5) 提供会社が規定する「トーストカムBizサービス利用規約」に違反し、同社から申告があったとき
- (6) 申込み時の申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行上著しい支障をおよぼすと当社が判断したとき
- (7) 契約者に対する差押え、または仮差押えの申し立てがあったとき
- (8) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき
- (9) 契約者と連絡がとれず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき
- (10) 契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき
- (11) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき
- (12) その他当社が合理的根拠に基づき合理的に不適切と判断したとき

- 2 本サービスの契約者は、第9条（最低利用期間・契約期間）の最低利用期間内および前項の契約期間内に当社が行う利用契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、別表3（途中解約料）に規定する額を支払っていただきます。

#### 第17条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的として利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用をすることができないこととします。

#### 第18条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等および本サービス提供のために使用する一切の物品等に関する著作権および特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社または提供会社に帰属するものとします。

- 2 契約者は、前項の物品等を以下の通り取り扱っていただきます。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
  - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
  - (4) 当社または提供会社が表示した著作権表示等を削除または変更しないこと

#### 第19条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの契約を解除する場合は、当社が指定するホームページに掲載する方法または当社が適切であると判断する方法により説明します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第20条（料金）

- 1 契約者は、本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して、本サービスの利用契約の解除日を含む暦月までの期間（利用開始日を含む暦月と、利用契約の解除日を含む暦月が同一の月である場合は、1か月間とします）について、別表1（月額利用料）に定める月額利用料を毎月支払うものとします。
- 2 当社は、原則として、前項の1の本サービスの契約に限り、本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して1か月間、別表1（月額利用料）に定める月額料金に0円を適用します。なお、別段の定めがある場合はその定めるところによります。利用料金については日割しません。
- 3 契約者は、本サービスの利用開始日を含む暦月の翌月に、別表2（初期費用）に定める初期費用を支払うものとします。
- 4 利用料金については日割しません。

#### 第21条（料金の支払い）

契約者は、第20条（料金）に規定する料金について、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により支払っていただきます。

## 第22条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第23条（消費税相当額の加算）

第20条（料金）の規定等により別表1（月額利用料）、別表2（初期費用）および別表3（途中解約料）に定める料金支払いを要するものとされている額は、税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします）に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、支払いを要するものとされている額と別表1（月額利用料）、別表2（初期費用）および別表3（途中解約料）に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）により計算した額とは差が生じる場合があります。

## 第24条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第25条（免責）

- 1 当社または提供会社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社または提供会社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 当社または提供会社は、本サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証するものではありません。
- 4 当社または提供会社は、第7条（申込の承諾・取消）に規定する申込の承諾後にクラウドカメラを順次発送いたします。ただし、クラウドカメラの到着日については、当社はあらかじめ確約するものではありません。
- 5 当社または提供会社は、クラウドカメラの到着遅延により被った契約者または第三者の損害に関して、一切の責任を負いません。
- 6 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社また

は提供会社にいかなる責任も負担させないものとします。

- 7 当社または提供会社は、第14条（利用契約の解除）、第15条（利用契約の取消）、第16条（当社が行う利用契約の解除）、第19条（本サービスの提供の終了）の規定により本サービスの利用停止、ならびに本サービスの終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。
- 8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社または提供会社は一切の責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 9 当社または提供会社は、クラウドサービス上に蓄積された録画データが滅失、毀損、漏洩、その他利用されたことにより発生する損害について、一切の責任を負いません。

#### 第26条（分離可能性）

- 1 本規約のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。当社および契約者は、当該無効もしくは執行不能とされた条項または部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意します。
- 2 本規約のいずれかの条項またはその一部が、ある契約者との関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、他の契約者との関係における有効性等には影響をおよぼさないものとします。

#### 第27条（準拠法および管轄）

- 1 本規約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約に関する紛争については、福岡簡易裁判所または福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第28条（協議事項）

本規約に定めのない事項および本規約に関し疑義が生じた事項については、民法その他の法令に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

【別表 1 (月額利用料)】

区分	項目	単位	月額料金
B B I Q クラウド カメラ	クラウドカ メラ本体料 金	屋内カメラ	1の契約 ごとに 830円/台 (税込額913円/台)
		屋外カメラ (ドーム型)	1の契約 ごとに 2,200円/台 (税込額2,420円/台)
		屋外カメラ (ガン型)	1の契約 ごとに 2,200円/台 (税込額2,420円/台)
	クラウド利 用料	7日間録画	1の契約 ごとに 1,180円/台 (税込額1,298円/台)
		14日間録画	1の契約 ごとに 1,580円/台 (税込額1,738円/台)
		30日間録画	1の契約 ごとに 1,980円/台 (税込額2,178円/台)
	保証延長オ プション料	屋内カメラ	1の契約 ごとに 140円/台 (税込額154円/台)
		屋外カメラ (ドーム型)	1の契約 ごとに 220円/台 (税込額242円/台)
		屋外カメラ (ガン型)	1の契約 ごとに 220円/台 (税込額242円/台)
備考			
<p>1 録画期間の変更を希望する場合には、当社所定の方法により変更申込みを行っていただきます。なお、当該通知が当月15日(土日祝日および当社指定休日の場合は前営業日とします)までに当社に到着した場合、その翌月1日から変更後の録画期間が適用されるものとし、当月16日以降に当該通知が当社に到着した場合、当該通知のあった翌々月1日から変更後の録画期間が適用されるものとします。また、同月内に複数回録画期間を変更することはできません。</p> <p>2 保証延長オプションは、クラウドカメラのメーカー保証(1年間)に加えて、有償で1年間保証を延長することができるオプションサービスです。なお、保証延長オプションは契約時にのみ申込が可能であり、追加申込みはできません。また、中途解約はできません。</p> <p>3 保証延長オプション料は、保証延長オプションを希望する場合のみ発生します。</p>			

【別表 2（初期費用）】

区分	単位	料金額
BBIQクラウドカメラ	1の契約ごとに	3,000円/台 (税込額3,300円/台)

【別表 3（途中解約料）】

項目	費用（1の契約ごとに）
途中解約料	第9条（最低利用期間・契約期間）で規定する最低利用期間内または契約期間内に解約があった場合は、最低利用期間または契約期間に満たない月数に月額利用料を乗じた額を一括でお支払いいただきます。

附則

（実施期日）

本規約は2020年12月1日から実施します。